

# 子どもの権利と大人の役割

島根県立大学人間文化学部保育教育学科 藤原映久

## 日本における子どもの権利の現状

1989年に国連で「子どもの権利条約」が採択され、その5年後の1994年には日本もその条約を批准しました。現在、日本の条約批准から26年も経ちました。今では、「子どもの権利」という言葉は、日本の福祉、教育などの現場において頻繁に使用されています。

では、今の日本において、子どもの権利は十分に守られているのでしょうか？確かに、社会は子どもをめぐる問題に敏感になったように感じます。児童虐待、いじめ、子どもの貧困などの問題が次々とクローズアップされ、「児童虐待防止法」、「いじめ防止対策推進法」「子どもの貧困対策法」などの法整備も進みました。しかし、全国の児童相談所への虐待対応相談件数は2000年に「児童虐待防止法」が成立して以来、増加の一途を辿り、2018年度には約16万件になりました。また、文部科学省が公表するいじめの件数も小学校を中心に増加を続けており、2018年度のいじめ認知（発生）件数は、小学校、中学校、高校、特別支援学校を合わせて54万件を超えました。子どもの貧困率については、国民生活基礎調査によれば2015年によく低下が認められたものの、ひとり親家庭の貧困率は未だに50%を超えており、OECD加盟国の中では高い水準です。虐待もいじめも貧困も子どもの権利を奪うものであり、日本の子どもたちの権利が十分に守られているとはい難いのが現状です。

ただ、児童虐待など新聞の紙面を飾るような問題ばかりが、子どもの権利の侵害でしょうか？そうではなく、子どもの権利の侵害につながる日常的な出来事や考え方方が存在し、その延長線上に大きな問題が生じていると考える必要があります。我々は、まず、日常に目を向けて子どもの権利を考える必要があるのです。

## 大人が人権感覚を磨く

ここで大切なのが、大人の人権感覚です。なぜなら、大人は、無意識のうちに子どもの人権を軽んじている可能性があるからです。例えば、犬の散歩を

している小学3年生の子どもが犬の糞を処理せずにいるのを近所のおじさんが見つけたとしましょう。その時、このおじさんが「コラー」と頭ごなしにその子どもを怒鳴りつけたとします。皆さん、このおじさんをどのように評価しますか？「今時には珍しく、しっかりと子どもを叱ることができる立派な大人」ですか？それとも「大人の権威を振りかざす上から目線の大人」ですか？はたまた「怒りのコントロールができない未熟な大人」でしょうか？人によって評価が分かれそうですが、少し立ち止まって考えてください。まず、「犬の散歩で糞の始末をしなかったのが小3の子どもではなく、大人だったら…」と考えてみましょう。このおじさんは相手が大人でも「コラー」と怒鳴るでしょうか？その可能性は低いように思われます。そうなると、この小3の子どもは「犬の糞を始末しなかった」からだけではなく「子ども」だから怒鳴られたことになります。つまり、「子どもであること」を理由として、大人よりも人権が軽んじられた可能性があります。大人は、子どもであることを無意識的（場合によっては意識的）な理由として、子どもの人権を軽んじていないか、常に省みる必要があります。人権感覚とは、自他の人権が侵害されたときに「おかしい！変だ！不快だ！」と感じることができる感覚です。大人の人権感覚が鈍っていると、大人は簡単に子どもの人権を軽んじてしまいます。

子どもに対する大人の人権感覚を狂わす理由は大きく3つあります。一つは子ども自身に何らかの非があることであり、もう一つはしつけ・教育という大義名分の下では時には暴力も許されるという考え方（風潮）です。そして三つ目が、大人であっても怒りのコントロールは難しいということです。先ほどのおじさんも、間違った行為をした子どもをしつけたいと考えながらも、怒りをコントロールすることができず怒鳴ってしまったかもしれません。もちろん、子どもの人権が大人の人権と同等の価値を有するのであれば、子どもに非があっても、しつけや教育を名目として頭ごなしに怒鳴っていい理由にはなりません。大人に求められるのは、自らの怒りをコントロールしつつ、子どもに正しい行為

を教えることができるコミュニケーション能力と教育のスキルなのです。

## 「しつけ」について

ここで、しつけについても考えてみましょう。しつけの目的を、「子どもが大人になった時に社会の中で生活できるようになること」と考えることに異論はないと思います。つまり、しつけを通じて身につけるのは、「善悪を判断する力」と「善悪の判断に則って、内的・意識的に自分の気持ちと行動をコントロールする力」です。大人が行うしつけとは、そのための関わりです。体罰がしつけの名目にならないのは、それが痛みや恐怖による外的なコントロールであり、内的な判断と自己コントロール力を育てないからです。子どもたちは、身近な、信頼できる大人をモデルとしながら、そしてそのような大人に対する社会の評価を見ながら善悪の価値を自らの中に取り込んでいきます。また、最初は上手くコントロールできなかった怒りや嫌悪、悲しみなどの苦しい感情を大人から優しく抱きしめられ、なだめられ、心と体を包まれながら、徐々に自分一人でコントロールできるようになります。

## 子どもが権利の主体になるために

さて、話を子どもの権利に戻しましょう。子どもの権利を考えるに当たっては、「子どもの権利とは何か？」「子どもの権利が奪われるとはどういうことか？」といった子どもの権利に関する本質的な理解が欠かせません。また、子どもの権利が、眞の意味で子どもの権利であるためには、それが大人によって守られるだけでなく、子ども自身がその権利に気づき、主張できる必要があります。つまり、子どもが権利の主体になるということです。

そのためには、子どもの権利に関する理解や説明は、本質的であるとともに、大人は子どもにも理解可能な言葉で人権について語る必要があります。その時、役に立つのがCAPの考え方です。CAPはア



メリカで誕生した子どもを暴力から守るために人権教育を基礎に置いた活動であり、プログラムであり、それを実施するグループです。ここ島根県でも「しまねCAP」と「はまだCAP」が活動を展開していますので、この広報誌を読んでいる方の中にもプログラムを経験された方がおられるかもしれません。CAPでは、基本的人権を「生きるためにどうしても必要なもの」と定義した上で、安心、自信、自由の3つを最も大切な権利として子どもたちに教えます。安心は「怖いものが何もない時の気持ち」、自信は「心も体も強くなった時の気持ち」、自由は「自分の本当にしたいことを自分で選ぶことができた時の気持ち」です。もちろん、他の人の安心・自信・自由を奪うことは許されません。暴力とはこれら3つの権利を奪うものであり、人の心と体を傷つけるあらゆる事柄です。つまり、人権が奪われている状態とは、暴力の被害にあっている時だと理解できます。このような考え方であれば、小学校低学年であっても人権やそれが奪われた状態についての本質的な理解が可能です。

## 大人が学ぶことの大切さ

既に皆さんお気づきだと思いますが、子どもの権利が守られる社会を作るための大人の役割の何と大きなことでしょう。しかし、今の大人たち（特に40代以上？）は、自分たちが子どもの頃に、子どもの権利という考えが十分に行き渡っていない社会で育っています。大好きだったアニメや漫画でも愛の鞭として肯定的に体罰が描かれていました。つまり、子どもの権利の守り手として、モデルになる大人を十分に見ることなく育っている可能性が高いのです。身を持って学ばなかったことは、意識的に学ぶ必要があります。今、大人には子どもの権利について学ぶことが求められています。子どもは身体的にも社会的にも弱い存在であるため、その権利の行使には、良き守り手としての大人の理解と支援が不可欠です。そして、大人には、今の子どもたちが、将来、子どもの権利の良き守り手としての大人になるように育てるこも求められています。

子どもの権利とは価値であり、「それが重要だ」と社会が認めて初めて成立します。子どもの権利について、その価値を共有し、学び、実践し、そして教える、そんな大人であり続けることを目指したいものです。

※この文章中における「子どもの権利」と「子どもの人権」は同じ意味です。